

## 定年が延長？その問題点は？

定年延長に関する情報が伝わってきました。早い場合、今年の『人事院勧告』（毎年8月頃）に提案される可能性があります。「定年延長」に伴う問題点を考えてみます。

### ① 3年ごとに定年年齢を1歳ずつ引き上げ（2021年から）、2033年に完成する。

→3年に1回は定年退職者がいないこととなります。大学生・高校生から見ると、3年ごとに採用数が大幅に減ることとなります。（教員だけでなく、他の公務員も一緒）

### ② 60歳以降の給与は引き下げる。昇給はしないこととする。（再任用者は現行通り）

→退職金は、『退職時の給与×支給率（退職理由別及び勤続年数別）×60月分』です。勤続年数は増えますが、退職時の給与が減らされると、退職金が減額される可能性があります。

### ③ 中高年層の賃金も引き下げる。

→「働く年数を5年伸ばしておいて、生涯賃金は変えない」＝「政府の支出を減らす」ことを考えている可能性があります。つまり、今と比べると、5年間分ただ働きと同じです。

### ④ 60歳以降は役職をはずす「役職定年制」を導入する。その際の給与は引き下げる。

→管理職は60歳以降はヒラ教員になるのでしょうか？ 60歳以降でも部長・主任などの役職にはつく可能性が高いです。HR担任や、部活の主顧問も同様です。

→問題は、「体力・モチベーションが維持できるか」と、「60歳を超えて給与を下げても仕事内容は変わらない」のは、「同一労働同一賃金」の原則に反するという事です。

### ⑤ 手当は、60歳以前と同様とするが、減額するかどうかは検討する。

→現在、再任用者には支給されていない手当（扶養手当・住居手当など）が、支給されるようになる可能性があります。その他の手当も含めて、減額される可能性があります。

→現行の再任用者の給与は、60歳の正規職員の約65%です。

→現行の再任用者の期末・勤勉手当は、正規職員が4.4月分に対して、2.3月分です（約50%）

### ⑥ 60歳で一度退職した後、再任用短時間で採用する制度を設ける。

→現在、県職員の再任用者は、基本的には再任用短時間で働いていますが、学校での再任用者は、なかなか短時間が認められません。特に、小学校では、再任用も講師も担任ですので、短時間の再任用は認められていません。よって、この「再任用短時間」の制度は、教員にとっては作っても使えない制度となることが予想されます。



交渉していかないと、政府側の都合の良いように決められてしまいます